

「いのちの壺」種粳の品種管理および栽培指針に関する覚書

(以下甲という)と株式会社龍の瞳(以下乙という。)

とは水稻品種『いのちの壺』(以下「本品種」という。)の種粳(以下「本種粳」という。)の適正な品種管理および本品種に係る栽培指針の共有等に関し、次の通り覚書を取り交わす。なお、本覚書は、本種粳、精米袋、シールその他の物品の売買条件を定めるものではなく、当該売買は本覚書とは独立した取引として行われるものであり、将来にわたる反復継続的な取引を予定し、又はその成立を義務付けるものではない。

第1条(本覚書における「本種粳」)

本覚書において「本種粳」とは、「いのちの壺」の発見者で唯一の原種管理者である株式会社龍の瞳代表取締役今井隆が提供した原原種により、委託を受けた原種管理者である株式会社神明稲育種研究所において原種管理された種粳をいう。

第2条(甲の遵守事項)

1. 甲は、本品種の品種特性に合致した育苗、栽培をする。乙は甲に対して、当該種苗、栽培の指針・指標、基準等に関する情報を適宜提供する。
2. 甲は、乙の承諾を得ずに乙から入手した本品種にかかる種粳を第三者に譲渡してはならない。
3. 甲が本品種に係る種粳の供給を希望する場合は、乙の定めるオンライン注文サイトまたは電話窓口等を通じ、個別に注文を行うものとする。
4. 甲は、本種粳が原種由来であることを乙が証明した書類を、産地銘柄に指定している登録検査機関に持参して、検査証明に資するようにしなければならない。

第3条(乙の遵守事項)

1. 乙は、甲の本品種に関する栽培管理に資するため、甲に原種管理された原原種由来の本種粳の栽培に必要な最低限の技術情報を提供する。
2. 乙は、本種粳がいのちの壺の原種であることを証明するために、原種由来の証明を出すものとする。

第4条(収穫玄米の販売等)

1. 甲は、本覚書締結後は、本種粳を栽培し収穫した玄米及び白米は商標「龍の瞳」以外の商品として販売することができる。乙の要請があったとき、甲はその販売先について、開示するものとする。また、甲は「龍の瞳」がすでに販売されている先に新たに販売する場合は、乙に連絡し齟齬がないように努めるものとする。
2. 甲は、本種粳を栽培し収穫した玄米及び白米に、別紙1に掲げる株式会社龍の瞳の所有する登録商標(以下「乙商標」という。)並びにかかる登録商標に類似の商標を使用して販売してはならない。

第5条(原種由来ではない不正ないのちの壺の取り扱い)

第1条で定める原種の種粳以外の「いのちの壺」種粳を販売しているものが判明したときは、甲は速やかに乙に報告するものとする。乙は、いのちの壺の原原種由来の種粳と原原種由来ではない種粳とが、異なるものであることを周知徹底するように努めるものとする。

第6条(原種証明の担保)

1. 本覚書の有効期間内において、甲は、別紙2に掲げるロゴマークを、第4条で定める収穫玄米の販売に際し、使用することができる。
2. 甲が乙の提供する精米袋及びシールの使用を希望する場合は、乙のオンライン注文サイトまたは電話窓口等を通じ、個別に注文を行うものとする。
3. なお、前項に定める精米袋及びシールは、本種粳を栽培し収穫した玄米、白米及びその他の米以外の米に使用してはならない。
4. 甲は、本契約終了後、未使用の精米袋及びシールを速やかに乙に返却するものとする。

第7条（栽培への要望）

いのちの壺の栽培にあたっては、甲は、自然環境にやさしい稲作を目指す理念にのっとり、少なくとも特別栽培米の基準を満たすよう努力しなければならない。

第8条（外国での栽培の禁止）

栽培に当たっては、日本国内のみとする。

第9条（協議）

本覚書に定めのない事項及び本覚書の各条項の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙互いに誠意を持って協議解決する。

以上の合意を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 ㊦
住所
氏名 ㊞

乙 ㊦509-2512
住所 岐阜県下呂市萩原町大ケ洞1068
氏名 株式会社 龍の瞳
代表取締役 今井隆 ㊞
電話 0576-74-1191

株式会社龍の瞳の所有する登録商標は、株式会社龍の瞳の承諾のない限り、ご使用いただけません。

登録番号	商標	商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務
第 4808726 号 第 5259889 号	龍の瞳	第 3 類： 化粧品，シャンプー，ボディソープ，洗剤，その他のせっけん類，歯磨き，香料類，かつら装着用接着剤，つけまつ毛用接着剤，洗濯用でん粉のり，洗濯用ふのり 第 29 類： 野菜の漬物，果実の漬物，ジャム，その他の加工野菜及び加工果実，米油，食用油脂，冷凍野菜，冷凍果実，肉製品，加工水産物，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，ふりかけ，お茶漬けのり 第 30 類： アイスクリーム用凝固剤，家庭用食肉軟化剤，ホイップクリーム用安定剤，食品香料（精油のものを除く。），茶，コーヒー及びココア，氷，菓子及びパン，みそ，その他の調味料，香辛料，アイスクリームのもと，シャーベットのものと，コーヒー豆，穀物の加工品，アーモンドペースト，ぎょうざ，サンドイッチ，しゅうまい，すし，たこ焼き，肉まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，べんとう，ホットドッグ，ミートパイ，ラビオリ，イーストパウダー，こうじ，酵母，ベーキングパウダー，即席菓子のもと，酒かす，米，脱穀済みのえん麦，脱穀済みの大麦，食用粉類，食用グルテン 第 31 類： 生花の花輪，釣り用餌，ホップ，食用魚介類（生きているものに限る。），海藻類，野菜，糖料作物，果実，コプラ，麦芽，あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，粳米，もろこし，飼料用たんぱく，飼料，種子類，木，草，芝，ドライフラワー，苗，苗木，花，牧草，盆栽，獣類・魚類（食用のものを除く。）・鳥類及び昆虫類（生きているものに限る。），蚕種，種繭，種卵，うるしの実，未加工のコルク，やしの葉 第 32 類： 日本酒，洋酒，果実酒，中国酒，薬味酒

第 4870276 号 第 5259890 号		第 3 類： 化粧品，シャンプー，ボディソープ，洗剤，その他のせっけん類，歯磨き，香料類，かつら装着用接着剤，つけまつ毛用接着剤，洗濯用でん粉のり，洗濯用ふのり 第 29 類： 野菜の漬物，果実の漬物，ジャム，その他の加工野菜及び加工果実，米油，食用油脂，冷凍野菜，冷凍果実，肉製品，加工水産物，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，ふりかけ，お茶漬けのり 第 30 類： アイスクリーム用凝固剤，家庭用食肉軟化剤，ホイップクリーム用安定剤，食品香料（精油のものを除く。），茶，コーヒー及びココア，氷，菓子及びパン，みそ，その他の調味料，香辛料，アイスクリームのもと，シャーベットのものと，コーヒー豆，穀物の加工品，アーモンドペースト，ぎょうざ，サンドイッチ，しゅうまい，すし，たこ焼き，肉まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，べんとう，ホットドッグ，ミートパイ，ラビオリ，イーストパウダー，こうじ，酵母，ベーキングパウダー，即席菓子のものと，酒かす，米，脱穀済みのえん麦，脱穀済みの大麦，食用粉類，食用グルテン 第 33 類： 日本酒，洋酒，果実酒，中国酒，薬味酒
第 5264869 号	つやみがき玄米	第 30 類： 玄米茶，玄米を用いた菓子及びパン，玄米を用いたみそ，玄米を用いた穀物の加工品，玄米を用いたすし，玄米を用いたべんとう，玄米を用いたおにぎり，玄米，玄米粉
第 5161758 号		第 30 類： 菓子及びパン，穀物の加工品，ぎょうざ，サンドイッチ，しゅうまい，すし，たこ焼き，肉まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，べんとう，ホットドッグ，ミートパイ，ラビオリ，イーストパウダー，こうじ，酵母，ベーキングパウダー，酒かす，米，脱穀済みのえん麦，脱穀済みの大麦，食用粉類

いのちの壺 商標マーク

